

# 青森県報

号外第三十号

平成三十年  
三月三十日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

○青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……  
 ○青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、  
 及び補助執行させる規則の一部を改正する規則……………(同) ……

### 訓 令

○青森県事務専決決規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……

## 規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第十八号

#### 青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第一号中ヌを削り、ルをヌとし、ヲをルとし、ワをヲとし、同号カ中「第三条の二」を「第三条の三」に改め、同カを同号ワとし、同号ヨを同号カとし、同条第二項第五号イ中「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の

二十二第一項」に改め、同号ロ中「第二十一条の五の二十六第一項」を「第二十一条の五の二十七第一項」に改め、同項第十三号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、同ニの次に次のように加える。

ホ 第百十四条の二第一項の規定による介護医療院の開設者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関する事。

第五条の二第二号中「及び第十八条の十三第一項」を「、第十八条の十三第一項及び第十八条の三十一第一項」に改め、同号ホ及びヘ中「及び第十八条の十三第二項」を「、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項」に改め、同号中ウをクとし、ムをオとし、同号ラ中「ナ」を「キ」に改め、同ラを同号ノとし、同号中ナをオとし、ネをウとし、ツの次に次のように加える。

ネ 第十八条の二十三第一項及び第十八条の二十四第一項の規定による水銀排出施設の設置の届出の受理に関する事。

ナ 第十八条の二十五第一項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出の受理に関する事。

ラ 第十八条の二十六の規定による計画の変更及び廃止の命令に関する事。

ム 第十八条の二十九第一項の規定による改善勧告等に関する事。

第五条の二第六号中トをチとし、同号ヘ中「第十九条第一項」の下に「(第十七条の二第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同ヘを同号トとし、同号ホ中「第十八条第一項」の下に「(第十七条の二第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 第十七条の二第一項の規定による有害使用済機器の保管等の届出及び届出事項の変更の届出の受理に関する事。

第五条の二第七号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 第十六条の四の規定による有害使用済機器の保管等の廃止の届出の受理に関する事。

第九条第一号ヲ中「及び同条第四項」を「並びに同条第四項及び第六項本文」に改め、同号中タをレとし、ヨをタとし、同号カ中「第三十三条第九項」を「第三十三条第十一項」に改め、同カを同号ヨとし、同号ワ中「第三十三条第七項」を「第三十三条第九項」に改め、同ワを同号カとし、同号ヲの次に次のように加える。

ワ 第三十三条第五項本文(同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による引き続きの一時保護に係る承認の申立てに関する事。

第十二条第二号及び第三号中「(運動施設区域及び知事が別に指定する施設を除く。)」を「の芸術区域」に改める。

第十三条第一項第二十五号の四中トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 第二十六条の三第一項の規定による森林経営規程の承認、同条第三項の規定による森林経営規程の変更又は廃止の承認及び同条第四項の規定による軽微な事項に係る森林経営規程の変更の届出の受理に関すること。

第十三条第一項第四十五号ミ中「第百十三条の二第二項」を「第百十三条の三第一項」に改め、同号シ中「第百十三条の二第二項」を「第百十三条の三第二項」に改め、同号エ中「第百十三条の三」を「第百十三条の四」に改める。

第十八条第一項第六号ネ中「第五十八条の十二」を「第五十八条の十三」に改める。

第二十一条の二を削る。

第二十三条第八号ロ中「場合」の下に「及び研修、講習、集会等の会場として一時使用させる場合」を加える。

附 則

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第九条第一号の改正規定は、同月二日から施行する。

2 この規則により委任した事務に係る申請、届出その他の行為で、この規則の施行の際、現に青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)第三条に規定する本庁において受理しているもの又は施行のための手続中のものについては、なお従前の例による。

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十九号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則(昭和三十九年八月青森県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「知事が別に指定する施設」を「遺跡区域」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第七号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「青い森鉄道対策室長」を削る。

第四条第三項中「次長」の下に「企画政策部にあつては交通政策推進監又は次長、」を加える。

第九条第三項第三号中「及び企画政策部」を削り、「する次長が」の下に「、企画政策部にあつては交通政策推進監又は当該事務を担当する次長が」を加える。

第十条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「前各項」を「第一項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前各項の規定にかかわらず、当該事務が交通政策課の分掌事務のうちから企画政策部長が定める事務である場合の当該事務の代決については、次に定めるところによる。

一 企画政策部長が不在のときは、交通政策推進監がその事務を代決する。

二 企画政策部長及び交通政策推進監がともに不在のときは、当該事務を担当する次長がその事務を代決する。

三 企画政策部長、交通政策推進監及び当該事務を担当する次長がともに不在のときは、他の企画政策部次長がその事務を代決する。

四 企画政策部長、交通政策推進監及び企画政策部次長二人がともに不在のときは、交通政策課長がその事務を代決する。

第十二条第六項第一号二を次のように改める。

二 東青地域県民局、中北地域県民局及び三八地域県民局にあつては、地域健康福祉部長が不在のときは当該事務を担当する地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室長又はこども相談総室長が、地域健康福祉部長並びに当該事務を担当する地域健康福祉部の保健総室長及び福祉こども総室長がともに不在のときは当該事務を担当する地域健康福祉部の保健総室、福祉総室又はこども相談総室の次長がその事務を代決する。

第十二条第六項第一号中トをチとし、へをトとし、ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 西北地域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局にあつては、地域健康福祉部長が不在のときは当該事務を担当する地域健康福祉部の保健総室長又は福祉こども総室長が、地域健康福祉部長並びに当該事務を担当する地域健康福祉部の保健総室長及び福祉こども総室長がともに不在のときは当該事務を担当する地域健康福祉部の保健総室又は福祉こども総室の次長がその事務を代決する。

第十二条第六項第二号を次のように改める。

二 東青地域県民局、中北地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室長及びこども相談総室長が不在のときは当該事務を担当する保健総室、福祉総室又はこども相談総室の次長が、東青地域県民局、中北地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室長及びこども相談総室長並びに当該事務を担当する保健総室、福祉総室及びこども相談総室の次長がともに不在のときはあらかじめ健康福祉部長の承認を得て地域健康福祉部長が指定する職員がその事務を代決する。

第十二条第六項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 西北地域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局の地域健康福祉部の保健

総室長及び福祉こども総室長が不在のときは当該事務を担当する保健総室又は福祉こども総室の次長が、西北地域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長及び福祉こども総室長並びに当該事務を担当する保健総室及び福祉こども総室の次長がともに不在のときはあらかじめ健康福祉部長の承認を得て地域健康福祉部長が指定する職員がその事務を代決する。

別表第一各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項の副知事専決事項の欄の第十六号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、へをホとし、トをへとし、チをトとし、同項の部長専決事項の欄の第三十七号及び課長専決事項の欄の第三十四号中「第三条」を「第四条」に改め、同表環境保全課の項の第一号の部長専決事項の欄中ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、同欄中「第十四条の三の二」を「第十四条の三の二第一項及び第二項」に改め、同りを同欄ヌとし、同欄中チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 第十二条の七第十項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の取消しに関すること。

別表第一環境保全課の項の第一号の課長専決事項の欄中ロをニとし、イをハとし、同欄にイ及びロとして次のように加える。

イ 第十七条の二第三項において準用する第十八条第一項の規定による報告の徴収に関すること。

ロ 第十七条の二第三項において準用する第十九条第一項の規定による立入検査に関すること。

別表第一環境保全課の項の第十号の部長専決事項の欄中ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 第二十七条の二第一項、第二十七条の三第一項及び第二十七条の四第一項の規定による地位の承継の承認に関すること。

別表第一医療業務課の項の第一号の部長専決事項の欄中「第七条の二第六項」を「第七条の二第五項」に改め、同表高齢福祉保険課の項の第二号の部長専決事項の欄中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、へを削り、トをホとし、チをへとし、リをトとし、同欄中「第百二条」を「第百二条第一項」に改め、同ヌを同欄チとし、同欄中ルをリとし、同りの次に次のように加える。

ヌ 第百七条第一項及び第二項の規定による介護医療院の開設及び開設事項の変更の許可（第百八条第一項の規定による許可の更新を含む。）に関すること。

ル 第九十九条第二項の規定による医師以外の者に介護医療院を管理させること  
承認に關すること。

別表第一高齢福祉保険課の項の第二号の部長専決事項の欄中ムをキとし、ラをウとし、ナをムとし、ネをラとし、ツをナとし、ソをネとし、レをツとし、タをソとし、ヨをレとし、カをタとし、ワをヨとし、ヲをカとし、同カの前に次のように加える。

ヲ 第九十九条第四項の規定による介護医療院の管理者の変更の命令に關すること。

ワ 第九十四条の六第一項の規定による介護医療院の開設許可の取消し及び効力の停止に關すること。

別表第一高齢福祉保険課の項の第二号の課長専決事項の欄に次のように加える。

ハ 第九十九条第一項の規定による介護医療院を管理する医師の承認に關すること。

ニ 第九十二条第一項第四号の規定による広告する事項の許可に關すること。

別表第一障害福祉課の項の第四号の副知事専決事項の欄イ中「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に改め、同号の部長専決事項の欄ハ中「支払」を「審査及び支払」に改め、同表新産業創造課の項の第二号の部長専決事項の欄イ及び同表農林水産政策課の項の第二号の部長専決事項の欄イ中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同表団体経営改善課の項の第五号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、同号の副知事専決事項の欄イ中「第八十五条の三第一項」を「第八十二条第一項」に改め、同欄ロ中「第八十五条の九」を「第八十一条第一項」に改め、同号の部長専決事項の欄イ中「第二十九条第四項」を「第三十五条第四項」に改め、同欄ロ中「第三十条第三項」を「第三十六条第四項」に、「模範共済規程例」を「模範事業規程例」に改め、同欄ハ中「第八十五条の六第一項」を「第七十七条第一項」に改め、同欄ニを削り、同号の課長専決事項の欄イ中「第四十三条第二項」を「第五十八条第二項」に、「定款又は共済規程」を「定款等」に改め、同欄ロを削り、同項の第六号中「農業災害補償法施行令（昭和二十二年政令第二百九十九号）」を「農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）」に改め、同号の課長専決事項の欄イ中「第二条の四第一項」を「第十八条第一項」に改め、同表農産園芸課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同表畜産課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同項の第八号の部長専決事項の欄ハ中「第八十七条の三第一項」を「第八十八条第一項」に、「及び第十二項」を「第十二項及び第十六項」に改め、同号の課長専決事項の欄ロ中「第八十七条の三第四項」を「第八十八条第四

項」に改め、同号を同項の第七号とし、同項中第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同表農村整備課の項の第一号の副知事専決事項の欄ホ中「第八十七条の三第一項」を「第八十八条第一項」に、「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同ホを同欄へとし、同欄ニの次に次のように加える。

ホ 第八十七条の三第一項の規定による県営土地改良事業計画の設定に關すること。

別表第一農村整備課の項の第一号の部長専決事項の欄チ中「第八十七条の三第十五項」を「第八十八条第十四項」に改め、同欄中ツをムとし、ソをラとし、レをナとし、タをネとし、ヨをツとし、カをソとし、ワをレとし、ヲをタとし、ルをヨとし、ヌを削り、同欄リ中「第八十七条の三第一項」を「第八十八条第一項」に、「及び第十二項」を「第十二項及び第十六項」に改め、同リを同欄カとし、同欄チの次に次のように加える。

リ 第八十七条の三第二項の規定による同意に關すること。

ヌ 第八十七条の三第六項（第八十八条第十八項において準用する場合を含む。）の規定による協議に關すること。

ル 第八十七条の四第一項の規定による緊急耐震工事計画の設定に關すること。

ヲ 第八十七条の四第二項（第八十八条第十九項において準用する場合を含む。）の規定による協議に關すること。

ワ 第八十七条の五第一項の規定による応急工事計画の設定に關すること。

別表第一河川砂防課の項の第一号の副知事専決事項の欄ヘ中「第五十八条の十二」を「第五十八条の十三」に改め、同号の部長専決事項の欄オ中「第五十八条の十三」を「第五十八条の十三」に改め、同号の課長専決事項の欄ワ中「第五十八条の十二」を「第五十八条の十三」に改め、同項の第三号の部長専決事項の欄中ルをカとし、ヌをワとし、リをラとし、同リの前に次のように加える。

ル 第十五条の十第一項の規定による協議会の組織に關すること。

別表第一河川砂防課の項の第三号の部長専決事項の欄中チをヌとし、同ヌの前に次のように加える。

リ 第十四条の二第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定に關すること。

別表第一河川砂防課の項の第三号の部長専決事項の欄中トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 第十三条の二第一項の規定による雨水出水特別警戒水位の決定に関するこ  
と。

別表第一都市計画課の項の第三号の部長専決事項の欄中ヌをヨとし、リをカとし、  
チをワとし、トをヲとし、ヘをルとし、ホをヌとし、ニをリとし、ハをチとし、ロを  
トとし、イの次に次のように加える。

ロ 第五条の二第一項の規定による公募設置等指針の策定に関すること。

ハ 第五条の四第三項の規定による設置等予定者の選定に関すること。

ニ 第五条の五第一項の規定による公募設置等計画の認定に関すること。

ホ 第五条の六第一項の規定による公募設置等計画の変更の認定に関すること。

へ 第五条の八の規定による地位の承継の承認に関すること。

別表第一都市計画課の項の第三号の課長専決事項の欄口中「第五条の二第一項」を  
「第五条の十第一項」に改め、同表建築住宅課の項の第一号の課長専決事項の欄ハ  
「第十三項」を「第十四項」に改め、同項の第二十一号の部長専決事項の欄に次のよ  
うに加える。

ロ 第五十三条の規定による登録の取消しに関すること。

別表第一建築住宅課の項の第二十一号の課長専決事項の欄に次のように加える。

ニ 第四十一条第一項の規定による小規模不動産特定共同事業の登録（同条第三  
項の規定による登録の更新を含む。）に関すること。

ホ 第四十六条第一項及び第二項の規定による変更の登録に関すること。

別表第一建築住宅課の項中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号  
とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律  
（平成十九年法律第百十二号）の施行に関する次のこと。

イ 第二十四条第二  
項の規定による登  
録の取消しに関す  
ること。

ロ 第二十五条第一  
項の規定による指  
定登録機関の指定  
に関すること。

イ 第六条第三項に  
おいて準用する第  
五条第七項の規定  
による市町村賃貸  
住宅供給促進計画  
の同意に関するこ  
と。

ロ 第七条第一項の  
こと。

ハ 第三十条第一項  
の規定による登録  
事務規程の認可及  
び変更の認可並び  
に同条第三項の規  
定による変更の命  
令に関すること。

ニ 第三十四条第一  
項の規定による登  
録事務の休廃止の  
許可に関するこ  
と。

ホ 第三十五条第一  
項及び第二項の規  
定による指定の取  
消し又は登録事務  
の停止の命令に関  
すること。

へ 第三十六条第一  
項の規定による登  
録事務の実施に関  
すること。

ト 第四十条の規定  
による住宅確保要  
配慮者居住支援法  
人の指定に関する  
こと。

チ 第四十三条第一  
項の規定による業  
務の委託の認可に  
関すること。

リ 第四十四条第一  
項の規定による登  
録に関すること。

規定による承認に  
関すること。

ハ 第八条の規定に  
よる住宅確保要配  
慮者円滑入居賃貸  
住宅事業の登録及  
び第十二条第三項  
の規定による変更  
の登録に関するこ  
と。

ニ 第二十三条第一  
項及び第二項の規  
定による登録事項  
の訂正の申請等の  
指示に関するこ  
と。

ホ 第二十四条第一  
項の規定による登  
録の取消しに関す  
ること。

	<p>項の規定による債務保証業務規程の認可及び変更の認可並びに同条第三項の規定による変更の命令に関すること。</p> <p>又 第四十五条第一項の規定による事業計画及び収支予算の認可及び変更の認可に関すること。</p> <p>ル 第五十条第一項の規定による指定の取消しに関すること。</p>
--	---

別表第一観光企画課の項の第一号の部長専決事項の欄に次のように加える。

ハ 第三十七条第一項の規定による旅行サービス手配業者の業務の停止の命令及び登録の取消しに関すること。

別表第一観光企画課の項の第一号の課長専決事項の欄に次のように加える。

ヘ 第二十三条の規定による旅行サービス手配業者の登録に関すること。  
ト 第二十七条第二項の規定による旅行サービス手配業者の変更登録に関すること。

別表第一観光企画課の項の第二号中「(運動施設区域及び知事が別に指定する施設を除く。)」を「の芸術区域」に改め、同号の課長専決事項の欄口中「第五条の第二項」を「第五条の十第一項」に改め、同表誘客交流課の項の第一号の部長専決事項の欄イを削り、同号の課長専決事項の欄イ中「第十八条」の下に「(第五十七条において準用する場合を含む。)」を加え、「通訳案内士の」を削る。

別表第二出先機関の長(地域県民局長を除く。 )及び地域県民局の部長共通(別表第二の二において別に定める場合を除く。 )の項の第八号及び地域県民局長の項の第

五号中「第三条」を「第四条」に改め、同表地域県民局の環境管理部長の項の第一号中二をホとし、ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 第十二条の七第一項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定、同条第七項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定及び同条第九項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る軽微な変更の届出の受理に関すること。

別表第二地域県民局の環境管理部長の項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の施行に関すること。  
イ 第六条の七の二の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の廃止の届出の受理に関すること。

三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)の施行に関する次のこと。  
イ 第八条の三十八の十一の規定による報告書の受理に関すること。

別表第三支所長青地域県民局、中地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室長及びこども相談総室長西北地域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長及び福祉こども総室長三八地域県民局、西北地域県民局及び上北地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長西北地域県民局地域農林水産部の鰯ヶ沢町駐在の次長の項の第五号及び指定駐在職員)の項の第四号中「第三条」を「第四条」に改める。

別表第四中「又はこども相談総室長」の下に「(当該事務を担当する地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室長及びこども相談総室長が不在のときは、当該事務を担当する地域健康福祉部の保健総室、福祉総室又はこども相談総室の次長)」を、「又は福祉こども総室長」の下に「(当該事務を担当する地域健康福祉部の保健総室長及び福祉こども総室長が不在のときは、当該事務を担当する地域健康福祉部の保健総室又は福祉こども総室の次長)」を、「こども相談総室の次長」の下に「(当該事務を担当する保健総室、福祉総室及びこども相談総室の次長が不在のときは、あらかじめ健康福祉部長の承認を得て地域健康福祉部長が指定する職員)」を、「福祉こども総室の次長」の下に「(当該事務を担当する保健総室及び福祉こども総室の次長が不在のときは、あらかじめ健康福祉部長の承認を得て地域健康福祉部長が指定する職員)」

を加え、

を

	地域県民局の 地域健康福祉 部の保健総室 長	
	地域県民局の 地域健康福祉 部の保健総室 の庶務担当の 内部組織の長	
<p>三 収入通知（前号の税外諸収入金並びに預金 利子、臨時職員等の雇用保険料及び研修等に 伴う給食費に係るものに限る。）に関するこ と。</p> <p>四 事務委任規則第二十三条第四号に掲げる事 務</p> <p>五 事務委任規則第二十三条第五号に掲げる事 務</p> <p>六 事務委任規則第二十三条第六号に掲げる事 務</p> <p>七 事務委任規則第二十三条第九号に掲げる事 務</p>	<p>一 事務委任規則第二十三条第九号に掲げる事 務</p> <p>二 事務委任規則第二十三条第六号に掲げる事 務</p> <p>三 事務委任規則第二十三条第五号に掲げる事 務</p> <p>四 事務委任規則第二十三条第四号に掲げる事 務</p> <p>五 事務委任規則第二十三条第六号に掲げる事 務</p> <p>六 事務委任規則第二十三条第九号に掲げる事 務</p>	<p>三 収入通知（前号の税外諸収入金並びに預金 利子、臨時職員等の雇用保険料及び研修等に 伴う給食費に係るものに限る。）に関するこ と。</p> <p>四 事務委任規則第二十三条第四号に掲げる事 務</p> <p>五 事務委任規則第二十三条第五号に掲げる事 務</p> <p>六 事務委任規則第二十三条第六号に掲げる事 務</p> <p>七 事務委任規則第二十三条第九号に掲げる事 務</p>

に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付十五円四十四銭